D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.013
イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

E_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

E_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.014
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.010
イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.013
イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

E_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

E_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.014
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数